明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二五）　二
○金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同二六）　四
○金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同二七）　五
〔復興庁令〕
○復興庁組織規則の一部を改正する庁令（復興庁一）　六
〔省　令〕
○地方公務員給与実態調査規則の一部を改正する省令（総務二三）　六
○電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令（同二四）　七
○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令（文部科学九）　九
○労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三九）　一〇
○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（同四〇）　一〇
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（同四一）　一四
○経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一二）　一九
〔規　則〕
○原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（原子力規制委一）　一九
○原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（同二）　二三
〔告　示〕
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（内閣府二〇）　三三
○最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件（金融庁三九）　三六
○銀行法施行令第四条第十三項第四号及び第十六条の二の三第三項第二号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十四条の四の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件（同四〇）　三九
○令和五年地方公務員給与実態調査調査票の様式を定める告示（総務一〇八）　四四
○令和五年地方公務員給与実態調査調査票の提出期日を定める告示（同一〇九）　四四
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件（同一一〇）　四五
○個人情報の保護に関する法律施行令の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件（同一一一）　四五
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（同一一二）　四六
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同一一三）　四六
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同一一四）　四七
○健康保険印紙の形式の一部を改正する件（財務七五）　四七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（同七六）　四八
○放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の一部を改正する告示（文部科学三六）　四八
○平成二十七年文部科学省告示第九十二号の一部を改正する件（同三七）　五〇
○有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部を改正する件（厚生労働一一四）　五〇
○労働基準法第三十八条の四第一項の規定により同項第一号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針及び労働基準法施行規則第二十四条の二の二第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務の一部を改正する告示（同一一五）　五一
○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（同一一六）　五二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（同一一七）　五三
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産四九一）　五三
○廃食用油のリサイクル工程管理の日本農林規格を制定する件（同四九二）　五四
○フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格を制定する件（同四九三）　五四
○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件（同四九四）　五五
○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同四九五）　五五
○フードチェーン情報公表農産物の流通行程についての検査方法を制定する件（同四九六）　五六

（以下次のページへ続く）